

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和6年3月12日(火)

開会 午前 9時00分

閉会 午前10時34分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 小 堀 良 江 関 口 孫一郎

議 長 中 島 克 訓

傍 聴 者 川 田 俊 介 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 内 海 まさかず 小久保 かおる

青 木 一 男 松 本 喜 一 梅 澤 米 満

針 谷 正 夫 氏 家 晃 福 富 善 明

福 田 裕 司 大阿久 岩 人 白 石 幹 男

事務局職員 事務局 長 白 井 一 之

議事課 長 森 下 義 浩

主 査 小 林 康 訓

主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	櫻 井 茂
教 育 次 長	金 井 武 彦
商 工 振 興 課 長	佐 山 祥 一
観 光 振 興 課 長	茂 呂 一 則
農 業 振 興 課 長	丸 山 浩
農 林 整 備 課 長	安 彦 利 英
産 業 基 盤 整 備 課 長	上 岡 豊
参 事 兼 教 育 総 務 課 長	佐 藤 義 美
学 校 教 育 課 長	小 林 伸 彦
グロ ー バ ル 教 育 推 進 室 長	
学 校 施 設 課 長	國 府 泰 浩
保 健 給 食 課 長	飯 島 彰
文 化 課 長	奈 良 部 満
美 術 ・ 文 学 館 課 長	加 茂 浩 史

令和6年第1回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和6年3月12日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第39号 栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第45号 財産の取得について（小学校指導者用デジタル教科書）

日程第3 議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）

日程第4 議案第16号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第39号 栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 農業振興課長の丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第39号 栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は87ページ、議案説明書は、その2の4ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、説明書その2、4ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市真名子農産加工所を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市農産物加工所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は説明を省略させていただきます。

ここで、資料に記載はございませんが、栃木市真名子農産加工所の廃止について、少し補足で説明をさせていただきたいと思っております。栃木市真名子農産加工所は、昭和55年に建設されまして、西方町真名子の旧西方町の高齢者活動センターの敷地内にございます農産加工所でございます。ひとときは、当施設においても、みそ造りが盛んに行われておりましたが、施設も老朽化、また利用者、

団体等も極めて少ない状況となっておりまして、現在、利用団体1団体、年間10日ほどの利用という形になっておりますが、そちらの利用団体と、ほかの施設の利用での調整が整ったことから、栃木市公共施設適正配置計画に基づきまして、令和6年3月末日をもって施設を廃止することにいたしました。そのため、条例の一部を改正するというものでございます。

それでは、改正の内容を現行、改正案の対照表で説明させていただきたいと思いますので、6ページ、7ページを御覧ください。栃木市農産物加工所条例の一部改正の内容でございますが、第2条の名称及び位置の表から、栃木市真名子農産加工所に係る部分を削除するものでございます。

また、第3条及び第7条関係の別表から、同様に、栃木市真名子農産加工所に係る部分を削除するというものでございます。

次に、議案書につきましてご説明いたします。議案書88ページを御覧ください。一部を改正する条例文の内容でございます。第2条、第3条、別表までの内容につきましては、先ほど議案説明書により説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明のほう終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、当施設の廃止につきましては、3月21日に開催を予定しております西方地域会議において報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方式でお願いいたします。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 説明ありがとうございました。

少し質問させていただきますけれども、ご説明の中で、昭和55年に造られて、廃止の理由は43年ほど経過して老朽化が進んでいるということで、現在は1団体、10日ほどしかお使いになられていないという話でございました。これがコロナウイルスによる減少なのかと思ひまして、ちょっと調べましたら、令和元年においても、年間13日、延べ68人の方が使用されているということでございましたけれども、コロナが5類にいったことにより使用人数が回復したとか、そういったことは一切ないという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） こちらの施設につきましては、先ほど1団体の利用ということでお話をいたしました、西方の農産加工組合、おとめ会の利用になってございます。おとめ会は、西

方に3施設、これ以外にも2施設加工所がありまして、みそ造りであったり、ジャムや総菜等作っておりまして、当施設におきましては梅干しを漬けているというような形の利用になってございます。ですので、団体につきましては、コロナに関係なくという言い方はあれですけれども、ここ数年はその1団体の利用という形になってございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 西方のほかの2施設というと、西方農産加工所と西方農村婦人の家のことなのかなというふうに思うのですけれども、今まで真名子農産加工所を利用していらっしゃる方々が、ほかの施設に行かれる。おとめ会と言われまして、若干高齢の方が多いのかなというふうに察するわけでございますけれども、交通手段ですとか、利便性といったものを考えますと、やはり若干利用者の方の負担が大きくなっているのではないかなと考えるところでございますが、その利用者の方々からの意見聴取等において、反対だとか、困るとか、そういった意見は出なかったでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） こちら廃止につきましては、令和2年度ぐらいからお話をさせていただいております。今おっしゃっていただきましたが、西方には西方農産加工所及び西方農村婦人の家、あとこちらの真名子と3か所ございまして、そちらの2つの利用状況の中で、今回の真名子で使っていた部分についても、梅干しの加工になりますけれども、こちらそちらの2施設のほうでできるということで、じっくりとというあれではないですけれども、説明には時間をかけて、ご了解いただいたという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この真名子農産加工所なのですが、本年度予算で僅か1万2,000円の予算計上であったということで、予算的にはあまり市に負担がかかるものではない、そういうふうに考えていましたけれども、適正配置計画を進行するに当たって、どうしてもそういった形で廃止の方向に行かざるを得ない。ほかの使える施設があるから、そちらを利用させていただく。市の姿勢としては致し方ないと、私も理解はいたしますが、では、この真名子地区からそういった施設がなくなって、住民の皆さんからすれば、非常に不本意なところも多々あると思います。この真名子の農産加工所、こちらが廃止になったときに、では、その施設を何か利用して再利用する云々の話というのは、まだこれからということなののでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 当施設をそのまま加工所、もしくはそれに類するもので利用するという計画は、今のところございません。先ほどこっちとご説明しました、敷地が旧の高齢者活動セ

ンター、その後は社協のほうでデイサービスとして使っていた施設となるのですが、そこと一体になっているもの、入り口の問題とか、あとは水道が一つそれぞれで引いていなくて、分岐で引いているというようなところがありまして、そちらの施設につきましても、この施設もそうですけれども、現在の耐震ではなくて旧の耐震になっておりますので、その辺のことから、建物自体の利用というのはなかなか難しい状態になっておりますので、これにつきましては隣の施設と併せて廃止、解体というような形で、今のところは計画を立てているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第45号 財産の取得について（小学校指導者用デジタル教科書）を議題といたします。

当局から説明を求めます。着席のままで提案してください。

小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） ただいま上程いただきました議案第45号 財産の取得について説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書109ページ、議案説明書（その2）の41ページをお開きください。

まず、議案説明書（その2）、提案理由でございますが、小学校使用教科用図書の採択による買換えのため、小学校指導者用デジタル教科書406冊を購入することについて、議会の議決を求める

ものであります。

参照条文については省略させていただきます。

では、恐れ入ります。議案書109ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、小学校指導者用デジタル教科書について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の表示につきましては、小学校指導者用デジタル教科書、406冊。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札。

3、取得予定価格につきましては、3,509万1,276円。

4、取得の相手方は、栃木市倭町6番22号、有限会社紙五商店、代表取締役橋本健であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方式でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。よろしくお願いします。

この入札なのですけれども、恒例のとおり、参加者数、また金額の二番手というのですか、どのぐらいの差があったのか。落札率のパーセンテージ、よろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） 開札日が12月18日、応札が3者、落札率98.89%、予定価格3,225万9,600円でございます。

冊数の内訳ですけれども、国語が6学年分で、小学校29校、合わせて174冊、同じように算数も6学年、29校で174冊、英語につきましては、5、6年生ですので、2学年、29校で58冊、合わせて406冊となっております。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） これは、そうすると3科目の教科書ということですね。質問する前は、一つのタブレットに全部入っているのかなというふうに思ったのですが、そういうものではない。具体的に物の形というか、使用用途というのではないですけれども、ちょっと勉強に教えてください。

○委員長（針谷育造君） 小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） 恐れ入ります。まず、児童が使っているタブレットがこのようになります。以前ですと、インストールといいまして、データをこのタブレットの中に全部コピーをして使うという形が主流でございましたが、現在はクラウド方式といいまして、インターネット上にあるデータに各自がアクセスをするという形になっております。したがって、形があるというよりは、遠いどこかのサーバーに保存されているデータにアクセスをする。ここに

は冊数ということで、先ほども何冊と申し上げましたが、実際には各学校ごとにアクセスするためのライセンスを購入しているという形になります。ですから、学校に送られてくるのは、紙1枚のアクセスするためのアカウントだけです。それを設定すると、先生方はその学校の中で何人使っても構わないというような状態になります。

中身は、児童が使っている教科書にプラスアルファ、インターネット上ならではのデータに様々なアクセスができるようになって、大型のテレビに掲示をしながら、子供たちは手元の教科書を見る。先生はそこで指し示しながら授業をする。紙の教科書ではできない、例えば音を出したり、映像を出したり、そういった様々な機能が、教科によっても特色ありますが、ついていて、非常に授業が、以前のような一方的な説明というよりは、いろんな形での授業形態が考えられるかなというふうに考えています。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、残りのということはないけれども、理科とか社会科とか科目があると思うのですけれども、それも今後について、予算なのですから、どうお考えか、お聞きします。

○委員長（針谷育造君） 小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） 実は、ほかの教科につきましても、ほぼ全ての教科において導入される形になります。ただ、今回購入するものについてはデジタル教科書という形で購入していますが、ほかの教科につきましては、例えば先生が使うための指導書というものがあります。その指導書の中のデジタル教材、おまけといいますか、付録のような形でデジタル教科書もしくはデジタル教材という形で一緒にパッケージとして入ってくるので、それをインストールするのではなくて、やっぱりクラウド上にアクセスすることで使えるというものがほとんどです。逆に、今回購入している算数と国語と英語については、指導書とのセットではないので、別に購入をしているという形になります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） デジタル教科書というのは、通常の教科書と違って、説明のとおりクラウド上にあるネットアクセスの権利を購入すると。1月26日の教育委員会の定例会において、まさに課長が説明したとおりのことを今お答えいただいていますけれども、その中で、本ではないけれども、その権利が、実はこれ1個8万6,000円ぐらいするのですよね。その8万6,000円というのが非常に高い。加えて言えば、今回教科書採択が変更になることによって、それに対応するもので切替えが必要になったと。これが恐らく4年間ですよね。4年後、またこの費用がかかるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） 基本的にはお考えのとおりかと思います。ただ、国の方針も、これに関してはまだ明確に定まっていない部分もあるので、金額的にも同じにな

るかどうかは、ちょっと現段階では判断はできないのですが、4年後、教科書が完全に一新されるときには、デジタル教科書についてもライセンスを購入し直さなければいけないというふうを考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私、別に否定するわけではないのですが、メリットとしては、ライセンスを取得してしまえば、その学校のどの先生でも使えるわけです。ただ、その機会がそんなにあるのかなという疑問はあるわけなのですけども。では、先ほど指導用教科書とおっしゃっていました。これは教育委員会内の話でも出ていましたが、教職員の指導用教科書とは全く別個のものでありまして、教員用の指導用教科書も非常に高いのです。その高い指導用教科書があって、このデジタル教科書があって、そのためにはデジタル黒板等も必要になってくるわけなのですが、全て教職員にそういった教育教材の配布というのは完了するわけでしょうか。足りないものが、多分、指導用教科書とか、冊数的には足りないのではないかと考えるのですが、その辺のバランスはどう取られているのか、お尋ねします。

○委員長（針谷育造君） 小林学校教育課グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（小林伸彦君） 教師用、指導者用のデジタル教科書につきましてはライセンス購入ですので、その学校の先生であれば、何年生のどの教科でも、どの先生でも使えます。使用数の制限はありませんので、必要に応じて、大規模校であっても、小規模校であっても、十分使えるかなと。

バランスという点では、実は指導書のほうも、今までは分厚い冊子のものだったのですが、それも今クラウドのほうに移行しつつありまして、恐らく先々は、学校何冊という購入ではなくて、クラウド上のアクセスの権利を買って、その学校の先生なら誰でも閲覧できるというふうになっていくであろうと。ただ、まだその過渡期なので、想像の段階ではあるのですが、そうなると、冊数、学校について何冊というのが、1ライセンスを買うだけになりますので、多分お金は少し下がるのではないかなというふうに予想はしております。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第11号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略して結構でございます。

佐山商工振興課長。

○商工振興課長（佐山祥一君） ただいまご上程いただきました議案第11号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第9号）のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款1項農業費について説明いたします。予算書の82、83ページをお開きください。3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,848万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構を活用した一定の農地貸借の取組に対して支払われる機構集積協力金に関し、本年度は交付対象となる取組がなかったことから減額するものであります。

次の農業生産振興事業補助金につきましては、国の大規模経営体育成支援事業の執行に伴う事業量精査により執行残が確実になったことから、減額するものであります。

次に、5目農地費について説明いたします。補正額は9,285万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。部屋南部地区かんがい排水事業負担金につきましては、県営事業で実施中の石川排水機場の整備におけるポンプ設備の製作や建屋の建設工事等について、国の補正予算が前倒しで割当てになることに伴い、市の負担金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費につきましては、令和5年度から7年度の3年間で工事を行う部屋南部地区の農業用排水路改修工事において、国の補正予算が前倒しで割当てになり、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、7款1項商工費についてご説明いたします。84、85ページをお開きください。2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1億8,584万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。まちづくり資金融資預託金につきましては、令和5年度市制度融資の資金のうち、歴史的町並み景観形成資金及び栃木駅周辺地区まちづくり資金に関し、金融機関と協議の上、

実施しないことになったため、金融機関に預託する預託金を減額するものであります。

次の企業立地促進事業費につきましては、立地奨励金の執行残を減額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は1,313万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、職員の給料等及び同負担金、土地購入費、補償金について不用額が見込まれることから、特別会計への繰出金を減額するものであります。

次のインター周辺開発事業費につきましては、栃木インター北地区、地区界測量業務委託料の執行残を減額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は315万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。横山郷土館改修事業費につきましては、住居棟屋根瓦葺き替え工事費の執行残を減額するものであります。

次の山車会館施設改修事業費につきましては、空調設備改修工事費の執行残を減額するものであります。

続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。98、99ページをお開きください。1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は552万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。定住促進奨学金貸付事業費につきましては、住まいる奨学金の利用が26名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の篤志奨学金給付事業費につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が3名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次に、4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は20万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため補正するものであります。

続きまして、2項小学校費につきましてご説明いたします。100、101ページをお開きください。1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は6,081万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては総務人事課所管となりますが、人事異動の関係により不要となったため補正するものであります。

次の小学校運営費につきましては、小学校の電気料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次の栃木中央小学校運営費につきましては、栃木中央小学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品等を購入するため、需用費及び備品購入費を増額するものであります。

次の大宮北小学校運営費につきましては、大宮北小学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品等を購入するため、需用費及び備品購入費を増額するものであります。

次の家中小学校運営費につきましては、家中小学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な

備品を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は861万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校就学援助事業費につきましては、就学援助利用者が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,959万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校校舎改修事業費につきましては、真名子小学校校舎外壁等改修工事設計業務委託の執行残及び再積算業務委託の未執行分を減額するものであります。

次の小学校給排水設備整備事業費につきましては、藤岡小学校受水槽等改修工事費の執行残を減額するものであります。

次の小学校設備省エネ化推進事業費につきましては、当初、令和6年度に予定しておりました照明LED化改修工事を工事請負ではなくリース事業による整備に切り替えることから、設計業務委託の未執行分及び空調設備更新工事設計業務委託の執行残を減額するものであります。

また、国の令和5年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、栃木第四小学校の空調設備更新工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

続きまして、3項中学校費につきましてご説明いたします。102、103ページを御覧ください。1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は3,032万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため、補正するものであります。

次の中学校運営費につきましては、中学校の電気料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次の栃木東中学校運営費につきましては、栃木東中学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品等を購入するため、需用費及び備品購入費を増額するものであります。

次の藤岡中学校運営費につきましては、藤岡中学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は420万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校就学援助事業費につきましては、就学援助利用者が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は8,492万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校校舎改修事業費につきましては、栃木南中学校校舎外壁等改修工事設計業務委託の執行残を減額するものであります。

また、国の令和5年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、栃木南中学校の校舎外壁等改修工事費第1期、関連工事費、工事監理業務委託料及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業費につきましては、当初、令和6年度に予定しておりました照明LED化改修工事を工事請負ではなくリース事業による整備に切り替えることから、設計業務委託の未執行分及び空調設備更新工事設計業務委託の執行残を減額するものであります。

また、国の令和5年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、栃木西中学校の空調設備更新工事費及び再積算業務委託料を増額するものであります。

続きまして、4項社会教育費につきましてご説明いたします。104、105ページをお開きください。3目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は4,919万円の減額のうち、所管部分は3,092万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。上から3事業目、美術館管理運営費につきましては、電気料が当初の見込みを下回ったことから光熱水費を減額するものであります。

以上をもちまして、所管部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（針谷育造君） 続きまして、加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書48、49ページをお開きください。14款1項9目教育使用料につきましてご説明いたします。補正額は4,126万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。5節社会教育使用料の説明欄、美術館・文学館観覧料につきましては、美術館及び文学館の観覧料収入が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

続きまして、補正予算書の52、53ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,849万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2節小学校費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、栃木第四小学校空調設備更新工事に対する交付金であります。

3節中学校費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、栃木南中学校校舎外壁等改修工事第1期及び栃木西中学校空調設備更新工事に対する交付金であります。

続きまして、補正予算書の54、55ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,231万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金につきましては、1,101万3,000円の減額であります。1項目め、農業生産振興事業費補助金につきましては、国の大規模経営体育成支援事業に係る事業量精査による県補助金の減額であります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、補助対象となる農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りがなかったことによる県補助金の減額であります。

次の農地耕作条件改善事業費補助金につきましては、藤岡町部屋地内において、農地耕作条件改善事業で実施する部屋南部地区の農業用排水路改修工事に対する県補助金の増額であります。

続きまして、56、57ページをお開きください。18款1項6目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は45万7,000円の増額であります。

2 節学校施設費寄附金につきましては、学校施設整備を目的とした寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。19款 2 項10目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は568万7,000円の減額であります。小学校設備省エネ化推進事業費及び中学校設備省エネ化推進事業費の事業内容等の精査に伴い、基金からの繰入金を減額するものであります。

2 つ飛びまして、19款 2 項20目篤志奨学基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は324万円の減額でありまして、とちぎ吾一奨学金の利用者が3名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

続きまして、21款 3 項5 目商工費貸付金元利収入につきましてご説明いたします。補正額は300万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。まちづくり資金融資預託金元金収入につきましては、令和5年度市制度融資の資金のうち、歴史的町並み景観形成資金及び栃木駅周辺地区まちづくり資金について、実施しないことになったため、預託金元金収入の減額であります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正、追加についてご説明いたします。上から2事業目、6 款農林水産業費、1 項農業費、農業生産振興事業補助金につきましては、国庫補助事業であります担い手の育成及び確保を図るための取組を支援する担い手確保・経営強化支援事業を活用した取組について、交付決定の時期との兼ね合いから年度内の完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

次の6 款 1 項農業費、防災重点農業用ため池整備事業委託につきましては、国の補正予算が前倒しで割当てとなった岩舟町鷺巣地内の鷺巣溜（中）及び岩舟町三谷地内の岩の入溜（上）における防災工事に係る実施計画策定業務について、年度内の業務完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の6 款 1 項農業費、農地耕作条件改善事業につきましては、部屋南部地区における農業用排水路改修工事について、県との協議により、当初想定していなかった土質調査を実施したことにより、年度内の工事完了が見込めないことから、工事請負費について繰越しをするものであります。

次の6 款 1 項農業費、西前原排水機場非常用電源設置事業につきましては、東京電力による電柱移設や用地交渉などの地元との調整に時間を要し、年度内の工事完了が見込めないことから、東京電力への工事負担金について繰越しをするものであります。

続きまして、補正予算書の9ページをお開きください。上から8事業目、10款教育費、1 項教育総務費、4 目学校給食費、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業につきましては、8月に整備基本計画を見直したことに伴い、用地取得の手続等に遅れが生じたため、造成工事及び用地取

得についての年度内の完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の２項小学校費、小学校校舎改修事業につきましては、部屋小学校校舎外壁等改修工事を行うための設計業務について、年度内完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

次の小学校設備省エネ化推進事業につきましては、栃木第四小学校空調設備更新工事が国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の３項中学校費、中学校校舎改修事業につきましては、栃木南中学校校舎外壁等改修工事が、国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただきましたものでありまして、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業につきましては、栃木西中学校空調設備更新工事が、国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であること、及び藤岡中学校会議室系統空調設備更新工事が、今般の社会情勢に伴い資材確保に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の栃木文化会館施設整備事業につきましては、計画策定に係る調査において、新たにアスベスト処分や雨水排水処理等の対応を計画に追加する必要が生じ、計画策定に不測の時間を要したことから年度内策定が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

以上をもちまして、令和５年度栃木市一般会計補正予算（第９号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

雨宮委員。

○委員（雨宮茂樹君） 101ページ、また103ページもそうなのですが、小学校運営費、中学校運営費というところで光熱水費が大きな減額となっています。こちらの要因についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

小学校運営費及び中学校運営費の補正の減額につきましては、先ほど説明ありましたように、電

気料の不用額という状況でございます。ここにつきましては、経過を説明させていただきますと、例えば小学校運営費につきましては、令和５年度の予算要求に関しまして、まず令和４年度に遡ります。令和４年度の当初予算がありまして、令和４年１２月に電気代の高騰が著しいことでありましたので、令和４年１２月に小学校では９,６００万円ほど増額させていただきました。その結果、それを見込んで、次の令和５年度の当初予算、高い電気代で１年間分の予算を要求しているところでございます。

その後、令和５年度、今年度なのですが、令和５年の１２月に電気料の入札を行っております管財課、こちらで新たな入札を行いまして、電気料の削減、単価の削減が実施されました。その結果、今年度、不用額が生じたものでございます。

中学校についても同様に、令和４年の１２月で補正増額をしております、その想定金額で令和５年度は当初予算を要求しております。同じように、令和５年１２月に入札を行った結果、電気代が下がったと。その結果、今年度予定していた予算を大きく下回るというか、減額することが可能になったことから減額させていただくものでございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 雨宮委員。

○委員（雨宮茂樹君） ありがとうございます。

そうしますと、１２月に入札を行ったということで、適用される月数というか、料金が適用されるのはその数か月間ということ。それとも、今年度１年ということで、この金額なのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 適用される金額につきましては、入札後になりますので、１年間ではなく約３か月分の減額という形になります。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございます。

歳出では８３ページ、歳入では人・農地プランのところなのですが、説明では利用がなかったというふうに聞きました。中間管理機構ですか。具体的に、利用がなかったということの内容を分かれば聞きたいのですが。というのは、なかなか農地の振興というか、担い手不足とか、全体的な話をすると、中間管理機構のやっていることは本当にいいのかなというふうに思うのですが、そこら辺を２回目聞きますので、まずは取組がなかったということの具体的なことが分かればお聞かせください。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、委員のほうからも農地中間管理機構のお話がありましたが、この事業に関しましては、農地

の出し手と受け手の間に農地中間管理機構という機構が入って賃借をするというような仕組みになっております。こちらの補助金につきましては、ある程度の集落等单位にしまして、その集落内で話し合いを持って、ある程度の面積を農地中間管理機構を通して集約したり、団地化していったりというような取組に対しての補助金になっております。想定と言っては変ですけども、なかなか話し合いだけでは、集約、団地化というのは難しく、圃場整備、土地改良なんかと絡めて、その段階で補助金を支払う、可能性的には高くなるのかなというところで、そのような予算取りをしているところでございます。令和5年度につきましては、皆川ほか幾つか圃場整備を進めているような集落がございまして、そちらを見越した予算という形で設定しておりましたが、令和5年度中にはそこまで至らなかったということで、今後、来年度、再来年度には活用いただいて進むのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 現実問題は、多分中間管理機構の役割というものが非常に大ざっぱなことだと思うのです。結局、貸し手と借り手がどうのこうの、紹介をそこでやってくれるわけではなくて、連れてきたところでやってくれと、今までは。それでは進むはずがないのです。

大体この取組がなかったというので、今言われたように土地改良がどうのこうのと、今度は基盤整備まで話を出しているのです。何を考えているのかなというふうに思うのです。とにかく今、農産物とか、そういう食糧難が来るのだという大きい前提がありますけれども、そういう中で本当に栃木市はこの取組がいいのかなというふうに、いつも考えているのです。もうちょっと違うことを考えたほうがいいのではないか。これは国のほうの施策の補助金ですから、何ともあれですけども、この間も地元で、ちょっと長くなってしまうんですけども、これから農地どうするのだと。いいないです。ただ、こういうふうにやりたいという希望はあります。でも、実際に働くのは、そこへ就く農業者ですから。農業者がいなくなってしまうのです。どこの業種も、商業も工業も皆さん人手不足はありますけれども、食料を作っているという観点からすると、私はこの人・農地プランの推進事業費は、もうちょっと国とか県とかによく言って、使い勝手を変えてもらったほうがいいのではないかなというふうに思っています。これは要望で結構です。意見は多分出ないでしょうから。

○委員長（針谷育造君） では、要望ということで。

ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 人・農地プラン、これは天谷委員の質問に対する答弁で、おおよそ私も理解はするところですが、それにしても800万円ついていた予算が、機構集積ですか、できなくて全部バックしてしまう。ちょっとこの後、その下を書いてある農業生産振興事業補助金のほうもちょっと絡むのですけれども、人・農地プラン、そして農業生産振興事業補助金、これは両方とも県の補

助金です。農地プランのほうは全額、さらに農業生産振興事業補助金については、本年度予算額が1,800万円からあったのに執行額が750万円程度と。執行率が42%しかない。県からいただいている補助金を執行せずに、これだけ返還をするということは非常に、本来だったらよろしくないはずなのですが、県との対応状況はどのような感じだったのか、教えてください。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） ただいま農業生産振興事業補助金でございます。こちらにつきましては、なかなか予算の段階では、翌年度、例えばどのような方がどのようなものを購入するというようなものがつかめない状況があります。ただ、市単費ではなくて、県ないし国の補助金が入る事業でございますので、その辺は大いに活用していただきたいという形で予算取りもしているところがあります。

今回につきましては、採択されなかったというような状況にはなりますが、そのときの補助金の募集の時期とか、もしくは機械等購入する農業者のタイミングというか、あとは、今現在、たくさん手が挙がった場合には、ポイント制といういろいろな、機械を買うだけではなくて、それ以外に環境負荷低減みたいなのところの取組をしていくとか、そういったポイント制で決まっていくというようなところがありますので、機械を購入したい方はたくさんいらっしゃると思いますが、なかなかその県、国のほうの採択まで至らないというような状況にはなっております。ただ、農家さんの希望は、年一ぐらいで要望を聞いて、その要望に応えられるような補助金のメニューをご紹介できるような形で取り組んでいきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 全く私の質問に答えていない。県との付き合いは大丈夫なのか。それは担当課からすれば、農家の方々が機械購入したりとか、人・農地プランだったら、農地集積について。整理します。人・農地プランからまずお伺いします。

今年度八百三十数万円の予算がついておりましたこの事業ですが、集積等に係る費用については800万円全額マイナスをされている。残りの30万円、何に使ったのかといえば、座談会ですとか、説明会のそういった費用。この事業に関して、農家の方々への説明しかしていなかったという裏返しなのです。これ、今後大丈夫なのか。来年度、大きな予算つきますよね、これ。補助金をもらって、また使わないで返した。今回、大きな額になる。これはちょっと不安が残ると思うのですが、それについては予算のほうでやらせていただきますけれども、私がお伺いしたいのは、県との良好な関係がこれによってひびが入るようなことは絶対ないのだねということをお尋ねしております。それだけお答えください。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 質問にお答えしますと、県との関係には、これに関して良好ではな

くなるということはありません。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） まず、その言葉を聞いて安心しました。

それでは、農業生産振興事業補助金のほうで少し要望させていただきますけれども、県のメニュー適合していない。国のメニュー適合しない。あるでしょう。適合するように指導するのが担当課の立場であって、この資金を有効活用する唯一の方法だと私は思いますけれども、今後、そういったメニューに従って、農家の方々への真摯な対応、補助というのは期待してよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、こうした制度は十分に活用していただきたいと思っておりますので、その辺につきましてはこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 農林水産業費につきましてはあれですが、84、85ページ、7款1項2目商工業振興費、その中でまちづくり資金融資預託金300万円というものがございます。これがマイナスの300万円なのですけれども、こちら本年度予算も300万円でした。全額が減となった理由についてお伺いをさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 佐山商工振興課長。

○商工振興課長（佐山祥一君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、歳入歳出とも預託金という制度融資の関係で、同額300万円を予算上計上してまいりました。この預託金につきましては、平成19年度以降、全く利用がございませんでした。このような状況から、金融機関とも協議の上、使われない預託金につきましては、ほかの事業にも使えるであろうというふうなことから、今回、全額減額というふうな形を取らせていただきました。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほどいただいた説明の中で、栃木駅周辺ですとか、そういったお話を頂戴しております。逆に、そういった活動団体等への働きかけ、そういったものは現在行われていなかったという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 佐山商工振興課長。

○商工振興課長（佐山祥一君） この事業につきましては、栃木市歴史的町並み景観形成要綱というものがございまして、この要綱には、補助金でまず景観をつくっていかうということと、融資のあっせんをしてこの町並みをやっていかうというふうな二本立てで仕組みづくりをしてまいりました。歴史的町並みにつきましては、平成2年度から実行されておまして、これまで17件やってお

りました。栃木駅周辺につきましては、平成7年度から、これまでに17件活用してまいりましたけれども、これにつきましては、やはりこちらからあっせんするというよりも、使いたいという方が申出をして実施するというところでございますので、我々のほうから、いわゆるまちなかに建物を持っている方にお声がけをするというふうなことは積極的にはしてまいりませんでした。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 以前からずっと行われていた融資預託でございますけれども、これは考えによっではこの事業の役目を終えたというふうにも取れるわけでございます。しかしながら、また、そういった形で要望等が出たときはしっかり対応していただけるとありがたいな、そう考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

続けてよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 結構でございます。

○委員（広瀬義明君） その下の企業立地促進事業費、マイナスの18万2,840円でございます。これは本年度予算が、失礼。マイナスが1億8,284万円。大変申し訳ございません。本年度予算が3億2,442万円でございます。執行率が44%でございます。これだけ巨額の予算立てが計上されているながら、執行率が44%まで落ち込んでしまうというのは、理由的には何があったのだろうと推測するところですが、ご説明いただければと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） これにつきましては、立地奨励金は5年間交付するものでありますけれども、既存の既に出している奨励金につきましては、翌年度の予算立ての予測がつくのですけれども、今回、この1億8,000万円のうち、おおよそ半分である9,000万円なのですが、新規の企業様用の予算を考えたときにそれだけ下がってしまったと。理由といたしましては、実は償却資産について、新規の企業の財務諸表関係から推測し、それに充てる分として、今回の予算程度見込んでいたわけなのですけれども、実は実際蓋を開けると、レンタルになってしまったということなので、企業様のほうはレンタルというようなことなので、償却資産のほうは支払わないということなので、これについては対象外というふうな形になりました。しかしながら、税といたしましては、レンタル会社のほうから市のほうには償却資産では入ってきますので、そういう意味では問題はなかったのかというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当ては外れたけれども、違うところに入ってくるから、プラス・マイナス、そんなにないから仕方ないのかなというところですね、課長。なるほど、そういった理由があれば納得はいたしますが、それにしても額が額でございますので、あまり執行残がありますと、我々は一体どういう予算立てをしているのか不安になってまいりますので、よくよく企業等との話を

重ねた後の計上をお願いできればと思います。

ほかの方もいらっしゃるので、一回休みます。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありませんか。

小太刀委員。

○副委員長（小太刀孝之君） よろしくお願ひします。

48、49ページです。美術館・文学館観覧料、これが大幅に減となっておりますけれども、先ほど見込みからの減のためにというお話がありましたが、具体的に見込みの来客人数に対し、どれほどの実績があったかというところをお伺ひいたします。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

まず、予算につきましては、美術館、文学館の観覧者数を総合計画の目標値、それぞれ4万人と想定して積算をいたしました。ただ、本年度の観覧者数につきましては、美術館が約1万8,800人、文学館が約2万600人と見込まれて、想定の手数程度であったためです。

また、予算では、その美術館の企画展観覧料を1人当たり1,100円として計上させていただきましたが、1回目の企画展の開館記念展を除き、1人当たり800円という観覧料に設定をさせていただきました。また、各種割引制度を導入しまして、実際の1人当たりの単価につきましては798円と、予算の単価を大きく下回ったことによるものと考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 小太刀委員。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

見込みが4万人に対して、ほぼ半数というところでありまして、これ予算のときにもやろうかと思っていたのですが、これに対して取組、来館者数を上げる取組。広報であったり、企画展の内容であったり、いろいろあると思いますけれども、今考えられる施策とすると、こういったことを考えているのか、お伺ひいたします。

○委員長（針谷育造君） 加茂美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（加茂浩史君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、考えられ得るものは実施してきたつもりであります。まず、ホームページであったり、広報での掲載、全国の館へのチラシの配布、または市内小中学校児童生徒さんへのチラシの配布、あとはSNSでのお知らせ、ラジオ出演での告知ということ、いろいろとやってきました。

4万人という数字は、目標値は、県内他市の入館者と比較しても高い数値であるというふうに思っております。当初、その計画時におきましては、美術館に寄せられる期待に応えられるよう、高い目標値を設定したところでございますけれども、残念ながら達成できなかったということで、今

後につきましては、今までやってきたこともそうですけれども、やはり小中学校との教育連携、あとは市内観光施設との連携、それともう少し告知、宣伝に力を入れていきたい。特にSNSの活用を今後さらに充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 小太刀委員。

○副委員長（小太刀孝之君） ぜひ今おっしゃった内容を実施していただきたいと思うところでありまして、やはりSNS等活用する。または、コロナも5類に移行になったところで、そういった学校関係の社会科見学であったり、そういった団体の観覧の案内を出したりとか、そういったところが重要になってくると思いますので、ぜひ集客に向けてご努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 82、83ページの農地費についてお伺いいたします。

部屋南部地区かんがい排水事業負担金8,135万円の増になっております。これは国の事業の前倒しということなのですが、この事業、当然県の事業でございますので、本年度、前倒しすることによって事業の進捗状況がどう変わっていくのか、お伺いいたします。

○委員長（針谷育造君） 安彦農林整備課長。

○農林整備課長（安彦利英君） お答えいたします。

令和4年度末で約25%でございます。事業の期間が平成30年から始まっておりまして、予定では令和8年度まで事業が進む予定でございます。4分の1の進捗ではあるのですが、これからは排水機場のポンプの作製、建屋が入りますので、主に金額が高い部分が上がりますので、今までの進捗よりもかなり急速に進捗率が、年度、年度上がっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 25%の進捗率ということなのですが、そうしますと令和8年度が完成目標になっておりますけれども、この8年度の完了目標というのは変わらないわけですか。

○委員長（針谷育造君） 安彦農林整備課長。

○農林整備課長（安彦利英君） 今、県のほうからお聞きしているのは、そのような、令和8年度、令和9年の3月末までの事業期間だということでお聞きしております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 98、99ページ、10款1項3目教育振興費の中の2つ、これは2つ同時にお伺

いさせていただきます。

まず、上にございます定住促進奨学金貸付事業費、これが228万円の減額、執行額がおおよそ本年度予算からすると73%、篤志奨学金給付事業費がマイナス324万円、本年度予算からしますと、執行額がわずか25%。篤志奨学金につきましては、先ほど説明いただいた、とちぎ吾一奨学金ですが、それが3名しかいなかったということでの減額だと思うのですが、それにしても、執行率が篤志奨学金では25%というのは、あまりにも低い。逆に、定住促進奨学金貸付事業費、これは財源は一般財源ですものね。一般財源のほうが使用率が多くて、篤志奨学金、これはふるさと応援寄附のほうからだと思いましたが、そちらの財源が逆に活用されていないとも取れるわけでございます。

この結果が出たことについて、担当所管はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○委員長（針谷育造君） 佐藤参事兼教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（佐藤義美君） 奨学金制度につきましては、定住促進につきましては貸与型、そして篤志奨学金につきましては給付型ということで行っておるところでございます。特にこの篤志奨学金につきましては、市内の9高校のほうから一応1名ずつ推薦をいただいて、そして奨学金を給付していきたいというようなことで、9名枠で取っておるところでございます。それが、昨年度は1名応募がありましたが、収入の関係で該当にならなかったということで、昨年、新規はゼロというような状況でございました。ですので、今年、新規はゼロという状況だったわけなのですが、そのようなことを考慮しまして、各校から1名ずつの推薦というのが、非常に優秀で、そして収入制限もありますので、応募をなかなかしないというのが現状でございまして、そのようなことから、本年度につきましては、各校3名ずつの応募というようなことで運用を変えまして、高校のほうに募集をかけたところでございます。

実際に給付するのは各高校当たり1名の9名ということでの枠は取ってございますが、そうしたところ、本年度は4名の方が実際に篤志のほうの給付対象になったというようなところで、今までそういうふうにならぬ、専門学校とかそういったところに行きたいというような子でも、優秀でないと、学校の推薦なので、難しいかなということで、ちゅうちょしていた方も本年度は応募いただいたようなところもございまして、そういった改定を行ってこちらの活用に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 学校1校当たりの応募枠というのを拡充していただいたのは、非常に有効なことだと思います。ただ、ちょっと再質でお聞きしますが、学校からの生徒への周知というのは、間違いなくきちんと行われていらっしゃるでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 佐藤参事兼教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（佐藤義美君） その周知につきましては、学校へそれぞれにお願いに参り

まして、それぞれ奨学金、ほかの奨学金制度なんかもございますので、県とか国とか、そういったものと同様にご紹介いただくようお願いしておりますので、相談したい方にはきちんと伝わっているものというふうに思っております。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしましたら、100ページ、101ページ、10款2項3目学校建設費をお伺いさせていただきます。

小学校設備省エネ化推進事業費なのですが、実施設計業務委託料が460万円減額になっていきます。これは本年度予算ですと、651万9,000円が設計業務委託料で計上されていたかと思いますが、460万円減額になりますと執行額は191万9,000円、僅か29%の執行率になってしまうのです。設計業務委託がこんなに減額になるというのは、まずないはずだと私は感じているのですが、その理由についてお分かりになるところがあればお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

まず、この実施設計業務委託の中身について、予算要求したときの中身について説明させていただきます。一つは、学校の照明のLED改修の実施設計業務、これを栃木南小学校、小野寺小学校、千塚小学校、赤津小学校、この4校でやる予定でございました。それで約400万円です。そのほかに空調の設備の更新、エアコンのほうの更新とかの設計費を250万円ちょっと、第四小と静和小分で確保しておりました。

先ほどちょっと説明ありましたように、LEDの照明につきましては、国庫補助を使って、前年度設計、翌年度改修工事という流れで順番にやっていくという予定でございました。ですが、総合政策課や財政課等のいろいろな協議の中で、LEDについては建設工事ではなく、リース方式で短期間のうちに一斉に更新していく、そういう手法を取ったほうが良いという流れになりまして、設計業務を予定していたのですが、それを丸々やらずにリース契約方式に変えていく、そのための調査をしております。

LED照明にすれば電気料の削減が発生しますので、その分でリース契約というのできる可能性がかなり高いものですから、それに伴いまして、直接の工事からではなく、リース契約という流れに変えるものでございます。

あとは、実際に蛍光灯とかの製造、輸入、販売とかの禁止が目の前に近づいておりますので、毎年4校とか、そういうレベルでやっていくと長期間の時間がかかってしまうということでもありますので、リースで短期間で、できるだけ早い段階で全ての学校をLED化にしていきたいという流れに切り替えたものですから、今回LED照明の分の設計額を全額落とさせてもらうような形になりました。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第16号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第16号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開きください。令和5年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,273万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,986万9,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものであります。

続きまして、30、31ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。30ページが歳入、31ページが歳出となっております。

続きまして、32ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上の段が補正前、下の段が補正後となっており、起債の限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

恐れ入りますが、ページが飛びまして、202、203ページをお開きください。202ページ、3、歳出についてご説明いたします。1款1項1目産業団地造成事業費につきまして説明いたします。補正額は2,951万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1段目の職員人件費につきましては総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた職員の給料及び時間外勤務手当等について不用額が見込まれるため、減額をするものであります。

次の栃木インター西産業団地造成事業費につきましては、上水道事業負担金及び物件移転等補償金について、執行残が発生したことから減額をするものであります。

続きまして、204、205ページをお開きください。204ページ、2款1項1目利子につきましてご説明をいたします。補正額は322万7,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。市債償還利子につきましては、金融機関からの市債借入利率が0.29%と低利率で借りられたことから減額をするものであります。

恐れ入りますが、戻りまして、200、201ページをお開きください。200ページ、2、歳入についてご説明いたします。2款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は713万8,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出のほうで説明させていただきました総務人事課所管分の減額補正及び市債償還利子の減額補正に合わせ、減額を行うものであります。

次の5款1項1目土木債につきまして説明いたします。補正額は2,560万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。地域開発事業債につきましては、上水道事業負担金及び物件移転等補償金について執行残が発生したため、起債対象事業費を減額するものであります。

以上をもちまして、令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 203ページです。物件移転等補償金の執行残があったということですが、進捗状況、その辺のお話をいただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） こちらの進捗につきましては、私たちからも説得は続けているところなのですが、なかなか前年度と変わらずというような状況が続いております。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 物件移転の残りは1件のみということでよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 物件移転の残りは1件のみでございます。

○委員長（針谷育造君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） ここの部分だけがなかなか工事が進まないというような状況で、周りの方も結構心配をなさっているものですから、根気強くお話をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君）　以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前１０時３４分）